

平成24年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成24年10月25日(木)午後2時00分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出席委員

1番 大野木 奥 治	2番 茅 野 理
3番 根 本 勇	4番 田 口 重 幸
5番 森 正 昭	6番 印 南 宏
7番 三 須 清 一	8番 甲 斐 俊 光
9番 齐 藤 隆	10番 染 谷 智一郎
11番 新 堀 政 夫	12番 阿 曾 敏 夫
13番 渡 辺 陽一郎	14番 渡 邊 光 雄
15番 増 田 忠 夫	17番 須 藤 喜一郎
18番 小 池 良 雄	19番 高 田 勝 禧

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海老原 美 宣
次 長	飯 塚 豊
次長補佐	大 野 祐 信
農地係長	落 合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

議長 それでは、定刻となりましたので開会をいたします。ただ今から平成 24 年第 10 回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 18 名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第 26 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

14 番 渡邊光雄委員

18 番 小池良雄委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは皆様、議案書の目次をご覧ください。

本日ご審議いただく案件は、議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」が 7 件です。続いて、議案第 2 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の二つの議案についてご審議いただきたいと思います。

ここで議案書の記載方法の変更について、若干変更箇所がございましたのでご説明させていただきます。貴重な時間、申し訳ございません。

初めに、議案書 3 ページ、整理番号 4 番から 7 番。中段ですね。4 番から次のページの 7 番。各筆の面積欄に (764) (230) と記載してございますね。これについて説明させていただきます。

併せて、議案資料 20 ページ。申し訳ございません。20 ページをご覧ください。20 ページの斜線でお示したところが今回の許可申請の場所です。申請区域が各筆の一部分に当たることから、面積を求める必要があります。

それで、議案資料 21 ページ、隣のページに求積図をお示ししてございます。この求積した面積をカッコ書きで記載してございます。一部分ですから、4 番の 1 については 764、5 番の 1 については 230、それから 6 番の 1 については 1105、これは縄伸びですね。6 番については 564、等々ということになっております。各筆の残りの面積については、23 年 2 月総会においてご審議いただきました。平成 24 年 9 月に許可書が発行されており、農地造成が完了しております。その残った部分ということでございます。

議案書 2 ページと 3 ページ、(3) (12)、これも同じでございます。面積を求める必要があったため、この求積図をお示ししてございます。この求積図につきましては、議案資料 12 ページになります。11 ページ、12 ページをご覧ください。ちょっと 11 ページが、見づらいんですけども、これ離れているんですけども、10 ページ

にあるように、第二小学校の校庭の東側部分というところを農地造成すると。その中にはこの面積を求める部分が出ているということでございます。ありがとうございます。

次は、議案書の現況地目名の変更についてご説明させていただきます。

前回まで田・畑の名称でしたが、今回からは一般田・一般畑となっております。これは今年度、市のホストコンピューターシステムを変更したことにより、名称が変更になりました。具体的には、農家台帳システムの土地情報などを最新のデータに更新する必要があるため、毎年1回、課税台帳システムと住民基本台帳システムとの連携作業を行うことになっております。その作業が例年どおり10月の初めに行ったことと課税台帳の名称方法が変更になったことにより、今回から変更させていただきました。これが従来どおり田・畑という表現ですと、農家台帳システムのほうもエラーとかコンピューター上の不具合が生じるということで、こういう表現方法にさせていただきました。関連する場所についても統一性を図るべく、努力していきたいと思っております。

続いてまた、先月総会で阿曾委員からのご指摘をいただきました2件につきましては、次のように訂正準備及び訂正させていただきました。

まずは議案書10ページ、上から3行目になります。「農地法施行規則第50条の規定による転用届出書の申請について」を「農地法第5条の規定による転用届出書の申請について」に変更するよう今、システム会社と調整しておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。必ず変更できるという方向で今、調整を進めております。

次に、議案資料、公図の縮尺に関することにつきましては、今回の議案資料の表紙の部分になります。下段に米印で記載させていただきました。添付されている公図の写しは資料作成上A3版をA4版に縮小してあるため、縮尺等については表記どおりではありません。(元の大きさの70パーセントになります)という表現を加えさせていただいたものです。

最後になりますが、議案書の誤植について2カ所ほど訂正をお願いしたいと思います。

1カ所目は議案書1ページの真ん中の権利内容「所有権移転」と。これを、申し訳ございませんが「使用貸借」に訂正をお願いいたします。無償で借りるということでございます。それから、もう1点は4ページになります。同じように「賃貸借権」というのを「使用貸借権」ということで訂正をお願いしたいと思います。いろいろ冒頭からお手数をお掛けいたしまして申し訳ございません。今後十分注意しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますが、報告事項といたしまして報告1号及び2号を後ほど報告させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で、事務局の説明を終わります。

それでは、これより議案説明に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 ただ今、一般田だとか使用貸借、賃貸借について、説明がございました。この議案書で一般畑とかというように記載されておりますが、私も先ほど開会前に次長とも話したんだけど、実際のところ千葉県の農林水産部、農地課で農地転用関係事務指針というやつを見ると、地目現況、これは、現とは申請者が判断する現況地目であると。それが一般田というなかたちで、それも原因は市のほうにあるコンピューターの内容によって、そういうふうな合わない面があるというような話ですが、一般田という分類は一応、農地法上はないわけなんですよね。課税上の。だから、それを変更するんだったら変更するのも結構ですが、今年の4月、いろいろなやつが、改正点や何かがあったときに調査部会とか何とかというようなかたちで、ここに、平成24年4月、作成部署、農業委員会事務局というかたちで、調査会という、1ページ目に法4条、5条の許可にかかわるものというかたちで、これ、我孫子市農業委員会役員などの運営に関する要領の改正の中に記載されておりますよね。ただ、今日単に事務局からこうですと言う前に、1回役員会か何かで、一般田というのは課税上の一般田という分類であって、県のほうで出している、農地課で出しているやつには一般田ということはないですよね。だからその辺の整合性をとるんだったら、1回この改正について、要領に関する改定のときに法4条及び5条の許可にかかわるものというかたちで、何らかを農業委員会でも話し合っただけじゃいけないかなと思うけど、それを単に事務局サイドで。一般田だなんて前年度までやってないんですけど、今回初めてこの一般田という。その理由はコンピューターにいろいろ出てくるやつと課税台帳が合わないでいくと。私もね、この分類について全国農業会議所の農業用語の辞典だとか、いろいろ見たところでも、一般田という農地法に関しての分類はしてないですよね。その辺、だから役員会なり何かを、せっかく改正したんだからね、役員会などの運営に関する要領、今年の4月に申し合わせしたわけですから、1回役員会にかけておいて、それからこのような表示になれば今のような説明が後先違うようなことがなくて済んだと思うけど、その辺事務局どういうふうにも、局長さん、どういうふうにも考えていますか。

議長 それでは事務局、説明願います。

事務局 本当に当初ね、年度当初からこういった変更がなされるというようなことが分かっていたら、当然この共通したことを書きますよということで、さまざまな改正に加えてやったところなんですけども、これがその時点では分からなかった。そうですね。ちょっとその時点では分からなくて、この照合に合わせて初めてこういった表記にならざるを得ないということが分かったんですね。そういったこともありまして、ちょっと役員会を招集している時間が持てなかったということがありまして、総会のこの席でちょっと説明させていただきました。ちょっと時間的な余裕があれば、あらかじめお世話する役員会等にもこのようなかたちで変わりますということでお話しできたんですけど、ちょっと時間がなかったということでご理解いただきたいと思います。

阿曾敏夫委員 まあ私もね、それをしつこく言ったら悪いけど、農林部の農地課で出している事務指針を見るとね、一般田ということはないですよ。それで、現況地目というのは申請者が書いて出したものがね、それが議案資料のほうに。雑種地なら雑種地になっていて。本人はだってこれが一般田ということ知らないでしょう。申請書の、だってこれ訂正求めてから議案資料なり、こういう資料として出すのが本当じゃないですか。事務指針では、現況地目は申請者が自ら書いて出ささいということですよ。だから、本人知らないうちに一般田というかたちで農業委員会には上がってきたんですか。その辺の本人申請の訂正を求めたんですか。それじゃ求めてないでしょう。本人が署名しているわけですから。だから、それを、私は本人の了解とってね、今のようない言訳だったら分かるけど、本人は現況地目、雑種地で出したものが一般田と。

議長 それじゃ事務局、申請人にそういう指導はしているんですか。

事務局 申請したものについては、議案資料にあるとおり申請者が記入します。確かに一般畑というのはご存じないでしょうから。

阿曾敏夫委員 うん。ないものをね、こういうふうにして。本人申請が。だって本人がここに出ているとおりね、議案資料にも自分で書いて、署名して、はんこ押して、許可申請しているわけですよ。それが事務局裁量で一般田ということでこういう議案に出したことを知らないんじゃないのかというのが私の言い分なんです。だから、その辺の手当をどういうふうにしたほうがいいのかと思うからね。

議長 ちょっと事務局、これは申請人、本人も知っているんですか。これ指導してこういうふうには。

阿曾敏夫委員 やってないでしょう。

事務局 これは10月から変わりましたから、そこまで言ってない。

阿曾敏夫委員 いや、知らないものをね、勝手にこういうことやっていいのかという話。だから前回も言ったけど。

事務局 阿曾委員、今後、じゃあちょっと議案書にその申請者が記載したとおりの田とするには、一応説明したとおりです。システム上エラーとなってしまうというものなんです。ですから、それは変えようがないということを前提にじゃどうすればいいかということだと思んですけども、申請する方に、議案書には一般田という記載をすることになりますよという説明を加えるということではいかがですかね。要は、こちらにはシステム上の名称で記載されることとなりますということをお伝えするというところで。

阿曾敏夫委員 いや、だからね、私はこの、現在がね。

議長 ちょっと待ってください。休憩に入ります。

(暫時休憩)

議長 再開します。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号ごとに」議題といたします。

議案第1号整理番号第1号について、第3調査会の新堀調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

新堀調査会長。

新堀政夫調査会長 皆さん、こんにちは。それでは、議案第1号の整理番号1について報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから5ページになります。

申請地はつくし野6丁目地先の畑、申請面積は251m²です。農地区分は市街化傾向の区域内にある農地であることから、第3種農地と判断させていただきました。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲渡人は市街化区域に土地を所有しておらず、調整区域の農地に農家分家として一般個人住宅を建築しようとするものです。他法令では、都市計画法第 29 条が該当し、開発行為の申請をしています。土地代については親子間の使用貸借で、建築費については約 2,200 万円で、住宅ローン申込書を確認しております。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第 3 調査会では全員一致をもって許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

以上です。

議長 それでは、これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

ございませんか。

(ないの声)

それでは、これより採決を行います。

議案第 1 号の整理番号 1 について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号の 1 は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第 1 号の整理番号 2 と 3 については同じ事業のため同時に審議したいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

異議がないものと認めます。

議案第 1 号整理番号 2 と 3 を議題といたします。議案第 1 号整理番号 2 と 3 について、第 3 調査会の新堀調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 それでは、議案第 1 号の整理番号 2 と 3 について報告いたします。議案書は 2 ページから 3 ページの中ほどまで、議案資料は 6 ページから 12 ページになります。

申請地は下ヶ戸字大谷原地先の田畑 9 筆、申請面積は 2,502m²でございます。農地区分は集団的に存在している農地の区域内にあることから、第 1 種農地と判断しました。

転用目的は、周辺の土地より地盤が低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、平均約 1 m 程度かさ上げするものです。被害防除対策、埋め立て期間、農地造成費用などは議案資料のとおりです。他法令の関係では市の埋め立て条例に該当し、現在、手賀沼課に申請しています。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第 3 調査会では全員一致をもって審査基準のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 これは調査部会長のほうではなくて、ちょっと事務局のほうに伺いたいとことがあります。議案書のかっこ書きの部分がありますね。2の部分も3の部分もあるんですけども、それに関しては手書きになっておりますけども、先ほど一般田と書いてないとはねられてしまうと、ソフトの関係もあってということで、一般田というふうなかたちで説明があります。このかっこ書きのほうも以前からこういうことを書かれていたのは承知しておりますけども、議案書としてこのかっこ書きがいいのか悪いのか、もう一度確認をさせていただきたい。これ、ちゃんと、きちんと打って出すわけでしょうから、このうちの例えば2の3でしたら 42m^2 のうちの 3m^2 ということに理解していいと思うんですけども、これがきちんと数字として打たれてない、手書きであるというのはどういうことなんでしょうか。

議長 事務局。

事務局 今、渡辺委員のご質問なんですけども、これは42しか打てないんです。この欄しか打てないということが。別の欄は打てないので、手書きで記入させていただいた。枠が広いようで、受け付けるのはこの一マスだけなんです。1行だけなんです。そのためどうしても実面積がもう筆から入ってきますので、その実測の部分は手書きでちょっと記入させていただきました。それで説明を加えさせていただいたということでございます。

以上です。

議長 渡辺委員、いいですか。

渡辺陽一郎委員 提出用の書類に関してもこの手書きということになるんですか。きちんと保存するわけですね。一般的にこれが認められるように行政の上のほうに提出されると思いますけども、このまま、書いたまま行くわけですか。

議長 事務局。

事務局 ただ今の質問に対しましては、この様式がそのまま県農業会議、農地課へ行くのじゃなくて、別の報告様式があるんです。だから 42 のうち 3 と表現できるんです。ただ、渡辺委員がご心配されているようなこの議案書の様式はかなり古いですから、それが受け付けられない、入らないということなんです。だから、農業委員会の系統組織の農業会議、農地課、報告、これは別な様式で行けますのでご心配なさらなくても大丈夫です。

渡辺陽一郎委員 それでは、その提出するほうの様式は農業委員会としては見ても分からないということで、こういう様式をとっているんですか。それとも、今まで何度もこれ書き方を変えたと思います。先ほど現況地目に関しては一般田というふうなかたちで変えたということもあるんで、変えていただければきちんとした提出用の書類として見て、見られるんであればきちんと見たほうが。これのかっこ幾つというのはどこにも表示の明細が書いてないわけですから、これは何のことかということになってしまいますので、もし提出用の書類があって私たちにも見られるんであれば、そちらのほうがいいかと思うんですけども、いかがですか。

議長 事務局。

事務局 まさにおっしゃるとおりです。この (3)、かっこというのは上の実用実面積、この下に実測値ということで書くべきでした。これは訂正させていただきたいと思います。今後気をつけます。それから、県に出すほうもこういうふうな実測値と追加して書くわけなんです。そういう様式があるわけじゃないんです。そのように報告していています。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

それでは採決を行います。議案第 1 号の整理番号 2 と 3 について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号の 2 と 3 は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第 1 号の整理番号 4 から 7 については同じ事業のため同時に審議したいと思います。いかがですか。

(異議なしの声)

ご異議がないものと認めます。議案第1号整理番号4から7を議題といたします。議案第1号整理番号4から7について、第3調査会の新堀調査会長より調査会での審議結果について報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 それでは、議案第1号の整理番号4から7について報告いたします。議案書は3ページから4ページ、議案資料は13ページから21ページになっています。

申請地は、高野山新田字宮下地先の農用地の田6筆、申請面積は2,854m²でございます。

転用目的は、周辺の土地より地盤が低く、雨水を集めてしまうため、農地造成を行い、平均2.7m程度かさ上げするものです。被害防除対策、埋め立て期間は議案資料のとおりです。他法令の関係では、市の埋め立て条例に該当し、現在、手賀沼課に申請協議を行っております。

申請地を確認し、内容を審議したところ、第3調査会では全員一致をもって審査基準のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾敏夫委員 はい。

議長 阿曾委員。

阿曾敏夫委員 農地の造成というかたちで、今まで議案、審議の中でこれらの事業の事業期間ということについての説明がないけど、いつからいつまでというような埋め立ての事業計画書というのが事務局のほうには出されていると思いますが。

議長 事務局。

事務局 阿曾委員のご質問にお答えいたします。これは重要な、その事業期間というのをちょっと今後記載していきます。許可を11月の農業会議で、あと手賀沼課の協議が済んで、許可書が出て、それから3カ月を予定しております。

阿曾敏夫委員 はい、分かりました。

もう1点。埋め立てるのに下の土を天地返しをして、それでやるとかという方式につい

てはどんなふうになっていますか。

議長 事務局。

事務局 こちらの案件の場合は単純埋め立てということです。上に土を。

阿曾敏夫委員 ただ今の上に土を載せると。だから天地返ししていい土を上に乗せるといふことじゃないですね。はい、分かりました。

議長 そのほかございませんか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 先ほど事務局からの説明でも分かってはいるんですけども、なぜこういうふうなかたちの、一筆なら一筆の中の一部だけ残した状態で、また工事期間を変えてあるのか、調査会のほうで分かっていたらご説明をお願いしたい。

議長 それでは新堀調査会長。

新堀政夫調査会長 前回埋め立ての許可を申請したところでフッ素が出て、その時に一時取り下げて、今度県のほうとも申請して埋め立てということのようです。

渡辺陽一郎委員 そこは片付いたということで。

新堀調査会長 ええ。

渡辺陽一郎委員 はい。

議長 いいですか。

じゃ事務局、教えてください。

事務局 今、調査会長のご説明にちょっと補足させていただいて。片付いたという渡辺委員のご質問については、片付いておりません。フッ素はそのままです。触るともう駄目なんです。産業廃棄物になってしまいます。そのために単純埋め立て方式。それでも地主さんは将来の作付けは心配ありませんと了解いただいていると。現地に行って地主さん

に確認しました。それを確認させていただいたものです。

渡辺陽一郎委員 単純に埋め立てるといふ、上から土をかぶせてしまうといふことで理解していいですか。そうすると、それまでは埋め立てるつもりでいたのを止めたわけですから、そのフッ素が出たから止めたといふことだと思ふんですけども、そのまま埋め立ててしまつていいといふことでいいんですか。

議長 事務局。

事務局 フッ素、基準値よりちょっと飛び越えている。だから前回の県の申請では、これは駄目ですよ、取り除いてくださいよといふご指導だったみたいなんです。県の許可上はね。それが今度地主さんとよく話し合つて、これは2 m70、3 m近く盛るんで私は気にしないですと、問題ないですといふような了解を、承諾書をいただいているといふことです。

渡辺陽一郎委員 それ、地主の問題なの？

事務局 それは調査も含めて。

事務局 そうですよ。じゃあそれは手賀沼課が今、申請協議中といふのはそれも含めて協議しているところなんです。

事務局 前回、全体を埋め立てようといふ方針が出されたんですよ。その面積は県の許可なんです。それで、ただその一部にフッ素が出たから、その部分は許可しませんといふことで残されていたんですよ、今回。それがこの部分なんです。この残された面積、これは県の許可ではなくて、市の手賀沼課の許可なんです。それを許可するに当たっては当然、もう1回調査するんで。もう1回やります。それでその調査の内容、今どういった調査をするのか、内部で検討中のところですけども、まずは自然由来のものか、あるいは人為的なものかどうか、そういったところを調べる。自然由来、人為的、例えば昔そんなフッ素を大量に含む土を入れたかどうか、歴史であるとか、フッ素の含有量調査とか、そういった幾つかの手法はあるんですけども、その中のどれかの手法をとつて、フッ素の含有量を調べて、それが基準値以下ならば手賀沼課では許可を下ろすといふ考え方です。じゃあ昔高いのに今度低くなる可能性があるのかといふことだと思ふんですけども、今度基準がちょっと違つてくるんで。以前は溶水量、つまり水に溶ける量が基準だったんですけ

ども、今回はその地歴であるとか含有量とか、そういったちょっと違う基準になるので、自然由来ということであるならば、まずその基準を超えることはないだろうというふうには考えていますね。ただいずれにしても、前回もそうでしたけども、農業委員会は農業委員会としてこの農地造成が、その農地の効用を増すのかどうか、そういった観点で審査すると。手賀沼課は埋立条例に基づいて審査する。というのは、向こうが駄目なら、まあこちらではその農地造成は有効だろうということでしたん許可を下ろしても、それはできない話にはなってしまうんですね。ですから、いずれにしても向こうの、手賀沼課のほうの許可が下りなければ農地の造成はできないということになります。

(発言あり) そうであれば手賀沼課の結果を待ったら。

(発言あり) そうだよ。

事務局 いや、ただこれまでも同じようなかたちで、時期をぴったりそろえるのは難しいということがあって、これはこれまでもこのようなかたちをとっていただいたということです。

議長 休憩といたします。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

意見ありますか。ないですか。

(なし)

なければこれより採決を行います。

議案第1号の整理番号4から7について、許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号4から7については原案どおり許可することになりました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

議案第2号について、新堀調査会長より調査結果について報告をお願いします。

新堀政夫調査会長 それでは、議案第2号についてご報告いたします。議案書は5ページから8ページ、議案資料は22ページから26ページになります。

本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画(案)の適否についての判断を求められています。

申請の権利内容はすべて再設定の 6 件、申請地は北新田地先の田、他 16 筆、申請面積は 2 万 3,174m²でございます。賃借料は、整理番号 1 と 4 が 10 アール当たりコシヒカリ一等米 90kg で、整理番号 2 と 3 が 10 アール当たりコシヒカリ一等米 120kg です。整理番号 5 と 6 は 10 アール当たり約 2 万円です。

以上のとおり、計画内容は権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よって、第 3 調査会では整理番号 1 から 6 については全員一致をもって決定すべきものと判断しました。

以上です。

議長 それでは、これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

それでは意見がないものと認めます。

これより採決を行います。議案第 2 号について決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号については原案どおり決定することにいたしました。

新堀調査会長は自席にお戻りください。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告第 1 号と 2 号についてご報告させていただきます。

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定による転用届出について」は議案書 9 ページになります。この 1 件でございます。転用目的は住宅の届出です。

次の報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による届出について」は、議案書 10 ページの 2 件です。転用目的は住宅が 2 件の届出になっております。

以上、4 条・5 条の転用届出につきましては、我孫子市農業委員会事務局処務規程第 7 条の規定に基づき、事務局長が専決し、会長後閲により全件受理いたし、通知書を交付させていただきましたので報告させていただきます。

以上でございます。

議長 以上、事務局から報告第1号と第2号を報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第10回総会を閉会いたします。